

## 第6回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和元年 11 月 25 日 (月)
- 2 開催時間 午後 1 時 30 分開会 午後 2 時 45 分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所 10 階 第 6 会議室
- 4 出席委員 24 名
  - 1 番 兒玉 康英
  - 2 番 吉田 宏一
  - 4 番 堀口 宏敏
  - 5 番 荒川 満雄
  - 6 番 松金 栄治
  - 7 番 廣瀬 智美
  - 8 番 中村 博志
  - 9 番 尾関 健一
  - 10 番 野原 幸治
  - 11 番 丸谷 友姫
  - 12 番 合歓垣 利隆
  - 13 番 岩城 利寛
  - 14 番 森 和裕
  - 15 番 飯田 祐一
  - 17 番 山崎 博之
  - 18 番 深田 敬吾
  - 19 番 濱野 敏夫
  - 20 番 石崎 一彦
  - 21 番 吉田 利彦
  - 22 番 廣瀬 文彦
  - 23 番 石川 俊浩
  - 24 番 室崎 公一
  - 25 番 中村 正信
  - 26 番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 2 名
  - 3 番 小倉 豊
  - 16 番 梶川 毅
- 6 議事録署名委員
  - 12 番 合歓垣 利隆
  - 13 番 岩城 利寛
- 7 議 事
  - (1) 報告第 1 号 農業委員会事務について
  - (2) 報告第 2 号 現況証明書発行等に関する専決処分について
  - (3) 報告第 3 号 農地利用状況調査 (農地パトロール) の結果について
  - (4) 報告第 4 号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
  - (5) 議案第 1 号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
  - (6) 議案第 2 号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
  - (7) 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
  - (8) 議案第 4 号 農地の転用許可申請に対する決定について
  - (9) 議案第 5 号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
  - (10) 議案第 6 号 農地法第 4 条の許可に係る事業計画の変更申請に対する承認について
  - (11) 議案第 7 号 農地法第 5 条の許可に係る事業計画の変更申請に対する承認について
  - (12) 議案第 8 号 農用地利用集積計画の案の決定について
  - (13) 議案第 9 号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし

9 事務局出席職員

農地係主任	森 慎太郎	農地係主任	水野 晴基
農地係専門員	木原 一広	農地係主任補	堀田 泰蔵

事務局(水野主任)	ご起立願います。礼
議長	ただいまより、第6回帯広市農業委員会を開催いたします。
中谷会長	(会長より、近況及び農業委員の綱紀粛正を含め挨拶)
議長	それでは、議事に入ります。
	はじめに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、諸般の報告をさせていただきます。
事務局(水野主任)	報告いたします。
	本日の出席委員は24名でございます。議席番号3番 小倉委員、16番 梶川委員
	につきましましては、欠席の申し出を受けております。
	本日の議事につきましましては、報告が4件、議案が9件、協議が1件です。
	(配布資料の説明)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、12番 合歓垣委員、13番 岩城委員
	を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(水野主任)	農業委員会の主要事務の処理概要および活動等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要及び活動の朗読・説
議長	明) ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および第3号
	「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	10月分の調査結果について、尾関調査委員長より報告をお願いします。
尾関調査委員長	10月24日の調査ですが、報告第2号1.現況証明の附番30から31の2件に
	ついて現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	つづきまして、報告第3号農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、
	第11回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。清川町
	1, 260ha、美栄町1, 410ha、岩内町662ha、合わせて3, 332haの農地
	を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、

議 長

いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、10月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、11月分の調査結果について、児玉調査委員長よりお願いいたします。

児玉調査委員長

11月8日の調査ですが、報告第2号1.現況証明の附番32から35の4件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。次に2.農地法第4条の転用に係る完了の確認についてですが、附番7の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。次に3.農地法第5条の転用に係る完了の確認についてですが、附番6から7の2件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。次に4.法務局からの照会についてですが、附番1および附番2-1から2-6の7件について、現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、報告第3号農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第12回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。幸福町839ha、中島町706ha、合わせて1,545haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、11月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長からの報告について、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

次に、報告第4号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」、事務局より説明願います。

事務局(水野主任)

帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。

(報告第4号、附番6の1件について、調整委員指名の専決処分及び調整結果を朗読・説明)

申出者は既に離農しているものです。なお、調整の結果は不調となっております。

議 長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(水野主任)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番18から19の2件の合意解約について朗読・説明)

以上附番18から19までの2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第2号、附番19から20の相対による賃借権の設定1件、売買(相対)による所有権の移転1件について調査書に基づき朗読・説明)

附番19につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。

また、附番20につきましては、農地法第3条第2項ただし書きのとおり、農地法施行令第2条第1項第1号イに規定されている「権利を取得しようとする者が法人であり、その農地での耕作の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことができない試験研究又は農事指導のために行われると認められること」に該当するものと考えます。

議長

それでは、議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番19について、荒川委員よりお願いいたします。

荒川委員

附番19について、意見を申し上げます。

借主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。

これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題ないと考えます。

議長

ありがとうございました。

続いて附番20について、吉田利彦委員よりお願いいたします。

吉田利彦委員	<p>附番20について、意見を申し上げます。</p> <p>受け人は法人であり、今回取得しようとする農地で耕作を行う際には、受け人はこれまでも地域で長期間、業務を運営しており、周辺との意思疎通も十分に行われていることから、問題はないと考えます。</p>
議長 (委員)	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番11の農家住宅整備計画1件、「2. 農用地利用計画」附番11から12のその他への用途変更2件、および「3. 農地転用計画」附番11から12の農家住宅の建設1件、従業員駐車場等整備1件の農地転用2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議長	<p>それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。</p> <p>「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」の附番11、「2. 農用地利用計画」の附番11および「3. 農地転用計画」の附番11を一括して堀口委員よりお願いいたします。</p>
堀口委員	<p>それでは意見を申し上げます。農業就業者育成・確保施設整備計画附番11、農用地利用計画附番11及び農地転用計画附番11です。</p> <p>申請者は酪農家です。申請者は現在親と同居しており、子どもの成長により部屋が手狭となったことから、住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続いて、</p> <p>「2. 農用地利用計画」の附番12および「3. 農地転用計画」の附番12について、吉田利彦委員よりお願いいたします。</p>
吉田利彦委員	<p>それでは意見を申し上げます。</p> <p>農用地利用計画附番12及び農地転用計画附番12です。</p> <p>申請者はこれまで増築により事業の拡大を図ってきましたが、これ以上敷地内での拡張はできない状況となっており、機能の維持・拡充のため、必要な整備を計画したものです。既敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、当該計画の変更は 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第4号、附番6の農家住宅の建設のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。</p>
議 長	<p>それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。附番6について堀口委員よりお願いいたします。</p>
堀 口 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。農地転用附番6ですが、議案第3号農用地利用計画附番11及び農地転用計画附番11で説明したとおり、申請地を農家住宅に転用することはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第5号、附番7の従業員駐車場等のための農地転用に係る所有権の移転1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。また、附番7につきましては、転用面積が30aを超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問が必要となります。</p>
議 長	<p>それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。附番7について、吉田利彦委員よりお願いいたします。</p>
吉 田 利 彦 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。農地転用附番7ですが、議案第3号農用地利用計画附番12及び農地転用計画附番12で説明したとおり、申請地を従業員駐車場等に転用することはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>なお、本件は転用面積が30aを超えておりますので、許可相当として北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>次に議案第6号「農地法第4条の許可に係る事業計画の変更申請に対する承認について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p> <p>農地法第4条の農地転用許可後における事業計画の変更申請に対する承認の可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第6号、附番2の事業計画及び工期の見直しによる転用計画の変更1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、北海道農地法関係事務処理要領に定める、農地転用事業計画変更の承認はやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは議案第6号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番2について、兒玉委員よりお願いいたします。</p>
兒 玉 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。農地転用変更附番2です。</p> <p>この案件は平成30年1月の第20回総会において、許可された案件です。</p> <p>しかし、建設費高騰による大幅な予算不足により計画の見直しが必要になり、既存施設を活用し、施設配置計画を変更し、あわせて工期を変更するものです。事業計画変更承認はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり承認することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり承認することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第7号「農地法第5条の許可に係る事業計画の変更申請に対する承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>(議案第7号、附番1の工事の遅延に伴う工期の延長による転用計画の変更1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、北海道農地法関係事務処理要領の定に基づき、農地転用事業計画変更の承認は</p>
議 長	<p>それでは議案第7号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番1について、尾関委員よりお願いいたします。</p>
尾 関 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。農地転用変更附番1です。</p> <p>この案件は平成30年7月の第26回総会において、許可された案件です。</p>

しかし、建設業者において十分な従業員の確保ができなかったことによる工事延期の為、事業計画のうち工期を変更するものです。事業計画変更承認はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり承認することについてご異議ございませんか。

( 委 員 ) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、申請どおり承認することと決定いたしました。

次に、議案第8号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補) 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第8号、一般分 附番43から51の賃借権の設定9件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

事務局(木原専門員) (同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転 附番28の売渡1件、附番29から30の買入2件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

議長 これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

( 委 員 ) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(木原専門員) 農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。

(議案第9号、附番6の1件について朗読・説明)

議長 それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。

( 委 員 ) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

		<p>続いて協議に入ります。</p> <p>「農地利用等の意向調査について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(水野主任)		(農地利用等の意向調査についての説明)
議 長		それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいはこのように実施することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、本件はこのように実施することといたします。以上で、協議案件は全て終了いたしました。
		<p>続いてその他に入ります。</p> <p>今回、事務局からは特に無いようですが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。</p>
( 委 員 )		(なし)
議 長		特に無いようですので、以上でその他を終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議 長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。